十文字学園女子大学学友会規約

第1章 総 則

(名称)

第1条 本会は、十文字学園女子大学学友会(以下「学友会」という。)と称し、事務所を十文字学園女子 大学内に置く。

(目的)

第2条 学友会は、会員の自治活動を通して、相互の親睦と人間的向上を図り、学生生活を充実させることを目的とする。

(事業)

- 第3条 学友会は、前条の目的を達成するために、次に掲げる事業を行う。
 - (1) 学生が自治的に行う行事の企画及び実施
 - (2) クラブ及び同好会に対する援助
 - (3) その他学友会が必要と認めた事業

(会昌)

- 第4条 学友会は、十文字学園女子大学(大学院修士課程を含む。)(以下「本学」という。)の学生をもって組織する。
- 2 学生は、本学に入学した日に会員となり、本学を卒業、修了又は退学した日にその資格を失う。

(会員の権利及び義務)

- 第5条 会員は、学友会の運営に関し、平等な発言権、議決権及び選挙権をもつ。
- 2 会員は、学生総会及び代表委員会が学友会の目的に則り議決した事項を、履行しなければならない。
- 3 会員は、本学に入学した時に、会費(大学にあっては4年分20,000円、編入生にあっては2年分10,000円、大学院修士課程にあっては2年分10,000円)を納入しなければならない。

(会長及び副会長)

- 第6条 学友会に、会長1人及び副会長1人以上を置く。
- 2 会長は、第15条の規定により選出する。この場合において、会長は、長期的に継続して選出されることなく、適宜交替して就任するものとする。
- 3 会長は、会務を総理し、学友会を代表する。
- 4 副会長は、第14条の3号及び4号の委員のうちから1人以上を会長が指名する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(組織)

- 第7条 学友会に次の組織を置く。
 - (1) 学生総会
 - (2) 代表委員会
 - (3) 企画委員会
 - (4) 広報委員会
 - (5) 桐華祭実行委員会
 - (6) クラブ部長委員会

第2章 学生総会

(学生総会の地位)

第8条 学生総会は、学友会の最高議決機関であり、全会員をもって構成する。

(学生総会の議決事項等)

- 第9条 学生総会は、次の事項について審議し、決定する。
 - (1) 会長及び副会長の承認

- (2) 代表委員会の役員の承認
- (3) 当該年度の予算の議決
- (4) 前年度の決算の承認
- (5) 監査報告書の承認
- (6) 年間活動報告の承認
- (7) クラブ及び同好会の設立及びその解散の承認
- (8) クラブ及び同好会の活動状況及び決算に関する報告書の承認
- (9) その他学生総会に提案された重要事項

(定例学生総会及び臨時学生総会)

第10条 学生総会は、会長が招集する。

- 2 会長は、毎年1回、定例学生総会を招集する。また、必要があると認められるときは、臨時学生総会を招集することができる。
- 3 会長は、次の場合には、臨時学生総会を招集しなければならない。
 - (1) 代表委員会の要求があった場合
 - (2) 全会員の3分の1以上の要求があった場合

(議長及び副議長)

第11条 学生総会には、議長及び副議長を置くものとし、学生総会ごとに、代表委員会委員のうちより選出する。

(議事)

第12条 学生総会の開催には、全会員の3分の1以上の出席を要する。

- 2 学生総会の議事は、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 3 会員は、委任状をもって議決権を行使することができる。この場合においては、会員は、代表委員会 の定める様式による委任状を、代表委員会に提出しなければならない。
- 4 前項の規定により議決権を行使する会員は、出席者とみなす。

第3章 代表委員会

(代表委員会の任務)

第13条 代表委員会は、次の事項について審議し、執行する。

- (1) 学友会の予算・決算、活動計画の作成
- (2) クラブ・同好会の認定
- (3) 他大学との交流
- (4) 学友会の会計管理
- (5) 学友会会計・備品の監査
- (6) 学生総会の運営
- (7) 学友会・クラブ紹介の企画・運営
- (8) その他学友会の運営に関すること

(代表委員会の構成)

第14条 代表委員会は、次の委員をもって構成する。

- (1) 学友会の会長
- (2) 学友会の副会長
- (3) 第16条第4項に規定する役員
- (4) 第7条の(3)・(4)・(5)・(6) の各組織により選出された委員
- 2 前項の(4)の委員は、次のように選出されるものとする。

選出母体	委員の人数
企画委員会	2人以上
広報委員会	2人以上
桐華祭実行委員会	2人以上
クラブ部長委員会	文化部及び運動部よりそれぞれ2人

(学友会会長の選出)

第15条 学友会会長は代表委員会委員長が兼ねるものとする。

(役員)

第16条 代表委員会に、委員長1人及び副委員長1人以上を置く。

- 2 委員長は互選により選出する。
- 3 副委員長は委員長が指名する。
- 4 前項の他、代表委員会に、役員として、総務3人、渉外3人、会計3人、書記3人及び監査3人を置く。 ただし、必要があると認められるときは、その他の役員を置く事ができる。

(専門委員)

第17条 前条第2項の役員のもとに、専門委員を置く。

2 前項の専門委員は、大学のクラス等から選出された委員(以下「クラス選出委員」という。)及び有志による委員をもって構成する。

(定例代表委員会及び臨時代表委員会)

第18条 代表委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員長は、原則として、毎月1回、定例代表委員会を招集する。ただし、必要があると認めるときは、 臨時代表委員会を招集することができる。
- 3 委員長は、代表委員会の委員の過半数の要求があった場合には、臨時代表委員会を招集しなければならない。

(議事)

第19条 代表委員会の審議・議決には、委員の過半数の出席を要する。

- 2 代表委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。
- 3 第12条第3項及び第4項の規定は、前2項の場合について準用する。

(細則の制定)

第20条 代表委員会は、この規約の実施に必要な細則を制定することができる。

第4章 企画委員会

(企画委員会の任務)

第21条 企画委員会は、次の事項について企画し、執行する。

- (1) 学生の安心・安全活動に関する企画・運営
- (2) マナー向トに関する企画・運営
- (3) 地域貢献活動に関する企画・運営
- (4) 七タイベントの企画・運営
- (5) クリスマスパーティーの企画・運営
- (6) イルミネーションの企画・運営
- (7) その他行事等の企画・運営

(企画委員会の構成)

第22条 企画委員会は、クラス選出委員及び有志による委員をもって構成する。

第5章 広報委員会

(広報委員会の任務)

第23条 広報委員会は、次の事項について企画し、執行する。

- (1) 学友会冊子の作成
- (2) 学生総会資料の作成
- (3) その他学友会の広報に関すること

(広報委員会の構成)

第24条 広報委員会は、クラス選出委員及び有志による委員をもって構成する。

第6章 桐華祭実行委員会

(桐華祭実行委員会の任務)

第25条 桐華祭実行委員会は、桐華祭の企画・準備・運営を行う。

(桐華祭実行委員会の構成)

第26条 桐華祭実行委員会は、クラス選出委員及び有志による委員をもって構成する。

第7章 クラブ部長委員会

(クラブ部長委員会の任務)

第27条 クラブ部長委員会は、クラブに共通する諸問題について審議し、執行する。

(クラブ部長委員会の構成)

第28条 クラブ部長委員会は、各クラブの部長をもって構成する。

第8章 役員及び各種委員会委員の選出

(立候補)

第29条 役員及び各種委員会委員は、立候補者または推薦候補者の中から選出する。 (任期)

第30条 委員の任期は、原則として在学期間とする。

- 2 役員及び委員が欠員となったときは、新たにこれを選出する。
- 3 前項の補欠者の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 各委員会の委員長は、委員会に諮り、委員の補充・交代あるいは解任を行うことができる。

第9章 会計

(会計の管理)

第31条 学友会の会計は、代表委員会が管理する。

(会計年度)

第32条 学友会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(予算及び決算の学生総会への提出)

第33条 代表委員会は、本年度の予算及び前年度の決算を作成し、定例学生総会に提出しなければならない。 (経費の財源)

第34条 学友会の経費は、学友会の会費その他の収入をその財源とする。

第10章 監 査

(会計等に関する監査)

第35条 代表委員会の監査役員は、随時、学友会の会計及び備品の管理状態について監査することができる。

2 監査役員は、前項の監査をしたときは、その結果を代表委員会に報告しなければならない。

(監査報告書の学生総会への提出)

第36条 代表委員会は、前年度の会計等に関する監査報告書を、定例学生総会に提出しなければならない。

第11章 クラブ及び同好会

(クラブ及び同好会の目的)

第37条 クラブ及び同好会は、趣味又は研究対象を同じくする部員が、自主的活動を通して相互に啓発し、 知識及び技術を高め、より豊かな社会性を養うことを目的として結成する団体とする。

(同好会の認定等)

第38条 前条の団体は、代表委員会に申請のうえ、学生総会の承認をもって、同好会としての認定を受け

ることができる。

- 2 前項の認定を受けた同好会(以下「認定同好会」という。)は、予算の定める所により、学友会より、 定額の活動費を受けることができる。
- 3 認定同好会は、解散した場合には、代表委員会に届け出て、学生総会の承認を得なければならない。 (クラブの認定等)
- 第39条 認定同好会のうち、認定後3年以上存続し、かつ、第37条の目的を達成するための活動実績を有すると認められるものは、代表委員会に申請のうえ、学生総会の承認をもって、クラブとしての認定を受けることができる。ただし、当該同好会からの申し出があった場合には、活動状況や成績を総合的に判断し、3年に満たない場合でも認定クラブへの昇格を認めることができる。
- 2 前項の認定を受けたクラブ(以下「認定クラブ」という。)は、予算の定める所により、学友会より、 その活動の状況に応じた活動費を受けることができる。
- 3 前条第3項の規定は、認定クラブが解散した場合について、準用する。

(同好会・クラブの休部等)

- **第40条** 認定同好会及び認定クラブが、当該同好会もしくはクラブの事情により休部する場合には、代表 委員会に届け出なければならない。
- 2 休部したのち、活動を再開する場合は、その旨を代表委員会に届けたうえで、活動を再開することができる。ただし、1年間休部したのち、活動を再開できない場合には、学生総会の承認をもって廃部とする。

(認定クラブ及び認定同好会の役員)

- 第41条 認定クラブ及び認定同好会に、役員として、部長、副部長、会計、及び必要と思われる役員を置く。 (顧問)
- 第42条 認定クラブ及び認定同好会に、その活動の円滑化を図るため、顧問を置く。
- 2 顧問については、「十文字学園女子大学学生団体の顧問教員に関する規程」による。

(学外コーチ)

- **第43条** 認定クラブ及び認定同好会は、本学教員以外のものに、コーチを依頼することができる。この場合においては、顧問の承認を得なければならない。
- 2 認定クラブ及び認定同好会においては、前項のコーチを依頼したときは、その旨を代表委員会に届け 出なければならない。

(活動状況等に関する報告書の提出)

第44条 認定クラブ及び認定同好会は、毎年1回、その活動状況及び決算に関する報告書を、代表委員会を経由して、定例学生総会に提出しなければならない。

(認定の取消し)

第45条 代表委員会は、認定クラブ及び認定同好会が第34条の目的を達成するための活動を行っていない と認められる場合には、その認定を取り消すことができる。

(学生総会への報告)

第46条 代表委員会は、第38条第1項若しくは第39条第1項の認定をした場合、第38条第3項、第39条第3項若しくは第43条第2項の届出を受理した場合又は前条の認定の取消しをした場合は、その旨を学生総会に報告しなければならない。

第12章 規約の改正

第47条 この規約の改正は、学生総会において、出席した会員の3分の2以上の多数による議決を必要と する。

附則

1 この規約は、平成13年5月30日から施行する。

(経過措置)

2 この規約の施行の際、現に会長、副会長、中央委員会の委員、代表委員会の委員その他の委員である者は、それぞれこの規約による会長、副会長、中央委員会の委員、代表委員会の委員その他の委員とみなす。

3 この規約の施行の際、現に存続しているクラブ又は同好会は、それぞれこの規約による認定クラブ又は認定同好会とみなす。

附 則

この規約は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成27年5月21日から施行する。

附 則

この規約は、平成28年5月28日から施行する。

附 則

この規約は、平成29年5月23日から施行する。

附 則

この規約は、平成30年5月22日から施行する。

附 則

この規約は、令和元年5月21日から施行する。